

丘珠空港 P I 評価委員会設置要綱

（設置）

第 1 条 丘珠空港 P I 推進協議会（以下「協議会」という。）が実施するパブリック・インボルブメント（以下「P I」という。）について助言及び評価を行い、丘珠空港の機能強化に向けた計画策定プロセスの透明性及び公正性を確保するため、丘珠空港 P I 評価委員会（以下、委員会という。）を設置する。

（所掌事務）

第 2 条 委員会は、次の事項について助言及び評価を行う。

- （１） 計画検討プロセスに関すること
- （２） 丘珠空港機能強化に関する P I レポート（案）に関すること
- （３） 丘珠空港機能強化計画（案）に関すること
- （４） P I 実施結果に関すること
- （５） その他、委員会が必要と認めること

（構成）

第 3 条 委員会は、別紙に掲げる委員をもって構成する。

- 2 委員委嘱は、協議会事務局を置く行政機関の長が行う。
- 3 委員の変更に際しては、委員会の承認を必要とする。

（中立性）

第 4 条 委員は委員会の目的に照らし、特定の行政機関、利害関係者等の利害を代表してはならない。

（任期）

第 5 条 委員の任期は、委員会の所掌事務が完了するまでとする。

（委員長）

第 6 条 委員会に、委員長を置く。

- 2 委員長は委員の互選により選任する。
- 3 副委員長は、あらかじめ委員長が指名する委員がその職務を代理する。

(委員会の運営)

第7条 委員会は委員長が招集し運営する。

- 2 委員会は委員の過半数の出席（出席とみなせる状況を含む）をもって成立する。
- 3 委員会は協議会に対して委員会の会議への出席及び委員会の運営に必要な資料の提出を求めることができる。
- 4 委員会は対面での開催を基本とするが、対面が困難である場合、委員はオンラインによる方法で出席することができる。

(守秘義務)

第8条 委員は個人を識別させる情報、個人の権利侵害を害する恐れのある情報等を漏らしてはならない。

- 2 前項の規定は、委員の職を退いた後も同様とする。

(公開)

第9条 委員会については、公開とすることが適切でない情報を除き、原則として公開とする。

(庶務)

第10条 委員会の庶務は、北海道開発局港湾空港部空港・防災課が行う。

(その他)

第11条 この設置に定めのない事項は、委員会が定める。

附則

この要綱は、令和7年10月14日から施行する。

丘珠空港 P I 評価委員会 委員

(五十音順、敬称略)

氏名	所属
石井 吉春	北海道大学公共政策大学院 客員教授
岡田美弥子	北海道大学大学院 経済学研究院 教授
中澤 宗康	(公社) 騒音制御工学会 理事
平田 輝満	茨城大学工学部 教授
向田 直範	学園法律事務所 弁護士